省令

○法務省令第五十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十六日

法務大臣　上川　陽子

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一

和歌山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
略			
（和歌山）			
	（和歌山）	和歌山県和歌山市	和歌山県の内 和歌山市 海南市 有田市 紀の川市 岩出市 海草郡 有田郡
略			

改正前

別表第一

和歌山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
略			
（和歌山）			
	（和歌山）	和歌山県和歌山市	和歌山県の内 和歌山市 海南市 海草郡
	岩出	和歌山県岩出市	和歌山県の内 紀の川市 岩出市
	湯浅	和歌山県有田郡湯浅町	和歌山県の内 有田市 有田郡
略			

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十六条　和歌山地方法務局橋本支局、御坊支局、田辺支局及び新宮支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、和歌山地方法務局で取り扱わせる。	**第十六条**　和歌山地方法務局橋本支局、御坊支局、田辺支局、新宮支局、岩出出張所及び湯浅出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、和歌山地方法務局で取り扱わせる。

附　則

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。